

市民農園利用規程

(公財) 下野市農業公社

生活の中で自然に親しむ機会が少ない方は、趣味や余暇活動としての家庭野菜や草花作りで、人々との交流を図ることにより、健康で豊かなゆとりある生活を送りましょう。市民農園は楽しく、自由に自分の創意工夫で植物を育て楽しむものです。周辺圃場に迷惑にならないように、又、雑草等を繁茂させないように管理しましょう。

1. 利用の資格者

市内に住所を有する者、又は市長が特別の理由で認めた者。

2. 利用の手続き

規則に定めた利用申請書を提出し、承認を受ける。(様式1)

3. 利用期間及び使用料

①令和2年4月1日から令和4年3月31日の2年間とし、一般募集する。

②申込多数の場合は抽選します。抽選で引続き利用する場合は、現在利用区画を優先します。

③申請者には利用区画が決定しだい利用承認書を交付します。(様式3)

④使用料は一区画一年につき1㎡当り200円を前納する。

納付された使用料は還付しない。但し市長が相当の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還する。還付申請書の提出をする。(様式7)

4. 利用権の譲渡等の禁止

利用者は利用権を譲渡、又は転貸しない。

5. 利用の辞退

利用をやめる場合は申し出とともに辞退届を提出する。(様式6)

6. 原状回復の義務

利用者は利用をやめたときは原状に回復する。

7. 附帯施設の利用

①作業用小農具は自由に使用して、使用後は水洗いして元の位置に戻す。

②建物や特殊設備等の使用は、別に定める施設利用申請書を提出して承認を受ける。(様式2)

8. 禁止行為

①土地の形質の変更、工作物の設置。 ④その他管理上支障をきたすこと。

②承認場所以外の使用。

③火気を使用すること。